

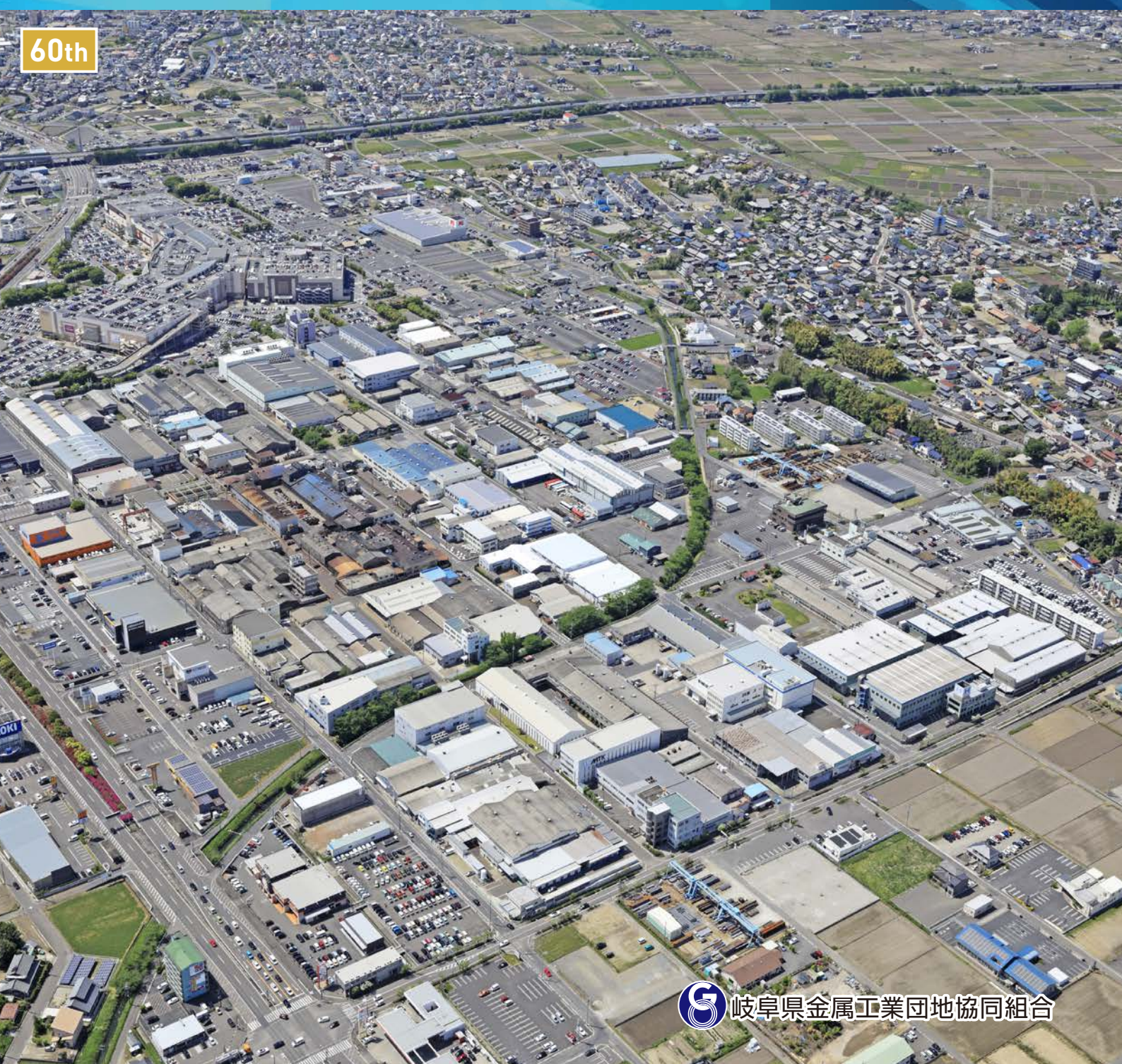
No.587

2023.8.21

KINZOKU DANCHI NEWS Since1974

金属団地ニュース

60th





令和5年度 金属団地安全大会 《高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場》



安全衛生管理者協議会
会長 小栗 國男

新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下げられたものの、徐々に増加傾向にある中、今年も昨年に引き続き安全大会を実施することが出来ました。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えました。令和5年度は「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」をスローガンに全国労働安全週間が実施されました。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少してきましたが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

金属団地での発生状況については、昨年度は重大事故が発生しましたが、今年は現時点では事故の情報はありません。

7月3日朝8時30分、朝から30℃を超そうかという暑さの中パトロールが開始され、協議会役員は、岐阜労働基準監督署の酒向主任監督官とともに(株)石田製作所さん、(株)森田木型さん、中日鋼線(株)さん、東海ダイカスト工業(株)さんの4社を訪問しました。各社さんとも安全面には特に注意されており、監督官も「大きな危険箇所は見当たらないですね」とのコメントをされていました。





午前10時10分、組合研修センター 3階集会場にて「安全大会」がスタートしました。

会長挨拶の後、各委員長さんに、委員会ごとに取りまとめたパトロールの結果を発表して頂き、酒向主任監督官から今回パトロールされた4社の総評と、労災事故を無くすための心構えについてお話を頂きました。危険に対する感受性を高めることが大切で、その手法としてヒヤリハットが有効。社員全員に毎月一つ以上提出してもらおう。これを半年ほど続けると徐々にネタが尽きてくる。

そうすると提出するために危険な箇所を探すようになり高い感受性が身についてくる。大変な話でした。



最後に労働衛生コンサルタントの笠原先生による「第14次労働災害防止計画が目指す社会」というテーマで講演会が行われました。

メンタルヘルス対策と、女性や高齢者が安心して働ける職場をいかにして作っていかかがこれからの課題でもあると思います。

私たちも常に安全に対する高い意識を持ち続け、まずはこれからの1年間、災害の無い金属団地にしていきたいと思えます。ご協力よろしくお願ひいたします。

又、今回のパトロールの結果、優良事業場として、酒向主任監督官より、(株)森田木型さんが推薦されました。



監督官総評



岐阜労働基準監督署

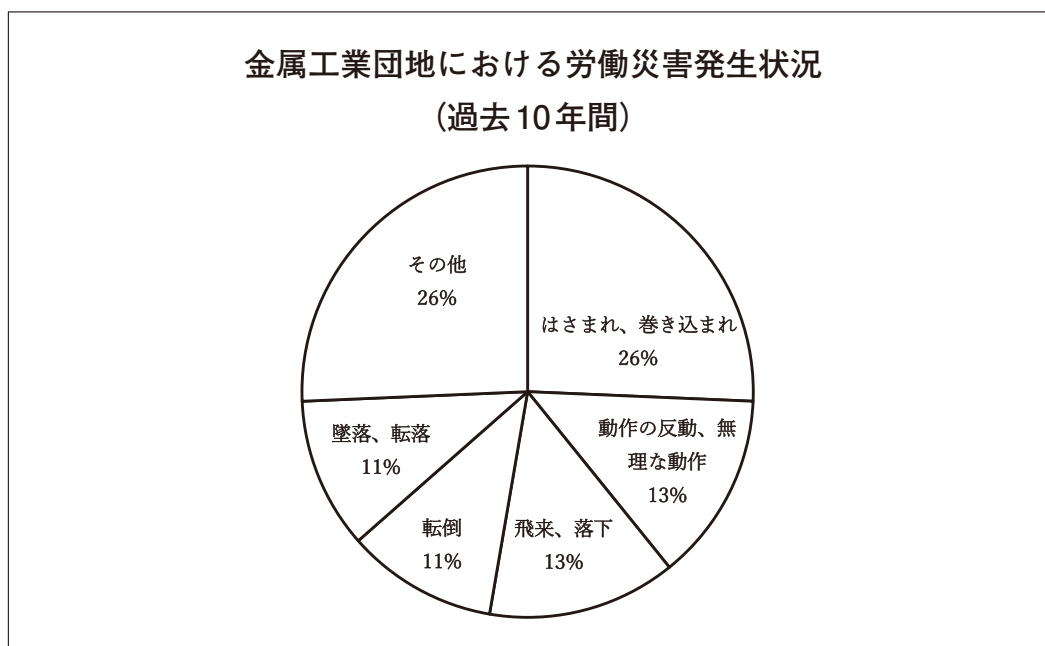
第二方面主任監督官 酒向 一人

日頃より岐阜県金属工業団地協同組合の皆様におかれましては、労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年の岐阜労働基準監督署管内における労働災害による休業4日以上死傷者数は1,379人(内死亡4人)であり、新型コロナウイルス感染症の影響により前年に比べて473人(52.2%)の大幅増加となりました。また、そのうち、製造業においては190人であり、前年比24.3%と大幅に減少していますが、新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除くと、令和3年は197人、令和4年は179人であり、前年比9.1%減に止まります。

これに対して、金属製品製造業における令和4年の休業4日以上死傷者数は30人であり、前年比11.8%の減少ですが、新型コロナウイルス感染症を除くと、製造業全体とは逆に、令和3年は34件、令和4年は25件であるため、前年比で26.5%の大幅な減少といえます。この減少は、岐阜県金属工業団地協同組合を含めた金属製品製造業を営む皆様の日頃の努力の賜物と考えられます。

金属工業団地における過去10年(平成25年から令和4年まで)の休業4日以上死傷の発生状況を事故の型別で分析したところ、以下のとおりでした。



以上のとおり「はさまれ、巻き込まれ」が26%を占めておりトップでした。金属製品製造業の全体でもこの「はさまれ・巻き込まれ」がトップであり、当該業種においては最も重点的に対策するべき労働災害といえます。

起因物としては、プレス機械やボール盤などの工作機械への「はさまれ、巻き込まれ」が大多数で

した。回転部分などの危険個所には立入を禁止する措置を講じたり、覆いを設けたりするなどをして、労働者の体の一部が危険個所に触れないような措置を講じることは必須といえます。

また、機械の掃除やトラブル対応などの非定常作業において、危険個所に近づかなければならないような場合には必ず機械を停止しなければなりません。近年、非定常時における機械の停止の不徹底に起因した労働災害が多発しています。このような労働災害は指だけでなく腕や足を失ってしまうといったような取り返しがつかない災害に繋がってしまうことが多いです。

このような労働災害の防止対策として、どこの会社も非定常作業時における機械の停止を労働者に指示しているとは思いますが、しかし、会社としては、このように安全を重視した指示をしている一方で、日々の生産個数などの生産性も重要視しているはずで、そのため、労働者が生産性に配慮して作業の効率を優先して、つつい指示に背いて横着をしてしまうことはよくあることです。この場合、会社の指示に背いて横着したのは労働者ですから、その責任は会社には無く労働者であるといえるか否かが問題となります。

これについて、労働安全衛生規則第107条第1項によると「事業者は、機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。」と規定されています。「事業者は機械の運転を停止するよう労働者に指示をしなければならない」ではなく、「労働者に機械の運転を停止させなければならない」でもなく、「事業者が…機械の運転を停止させなければならない」と規定されているのです。停止するのは事業者ですので、労働者が会社からの指示に背いて機械を停止させなかったのだとしても、会社の義務違反が問われてしまうのです。

したがって、機械の停止を徹底させるための方策としては、危険個所に近づいたり、カバーを外したりしたら強制的に電源が落ちるような措置が適切といえます。もし、そのような措置が講じられないのであれば、上記の規則の文理上、単に労働者に対して機械の運転を停止するよう指示をただけでは不足していると言わざるをえませんので、「機械の運転を停止する」という確実な結果の実現に向けた積極的な監督権の行使が求められるということになります。

続いて、「動作の反動、無理な動作」については、腰痛が多数を占めます。重量物を扱うことが多い業種といえますので、令和5年7月3日の安全大会において労働衛生コンサルタントの笠原幸治さんの講演でもありましたように、手作業で扱う荷物には重量の表示を行う、「腰痛これだけ体操」を取り入れるなどの対策を講じていただきますようお願いします。

それから「飛来、落下」については、玉掛が不十分で金属材料等を落としたり、手作業や台車で金属材料等を運搬中に落としたりしたことに起因する災害が多数を占めていました。前者については、つり荷の下には絶対に立ち入らないようある一定の距離を保つ対策が必要です。後者については、安全靴などの保護具を着用することはもちろんですが、落ちそうになった材料を素手で受け止めようとして骨折するケースもあったことから、日ごろの教育訓練によって労働者の危険への感受性を高める必要があると考えます。

「転倒」については、労働者の高齢化に伴い近年増加傾向が著しい災害といえます。そのため、作業場所や通路のつまづき防止や滑り防止対策を日ごろから行っていただく必要があります。

現在、「令和5年度エイジフレンドリー補助金」といって、転倒防止対策について一定の要件を満たせば最大100万円の補助金(補助率2分の1)が給付される制度があります。高齢労働者を含めた労働者全員の労働災害防止のために是非ともご活用ください。



← エイジフレンドリー補助金事務センター HP

「墜落、転落」については、移動はしごや脚立に起因する災害が多数を占めていました。移動はしごは転移がないようしっかり固定し、脚立は安定した場所に設置するなどの措置を講じる必要があります。今一度点検を実施するようお願いいたします。

なお、先日のパトロールにつきましては、上記の災害防止対策を重点として巡回させていただきました。改善をお願いしたい点は以下の3点です。

1. 門型金属加工機のストローク端(スライドするテーブルの端)

私が見る限りでは危険な速度でスライドしているようには見えませんが、操作の誤りや設定の変更などによって一時的に速く動くことがあるかないかを確認し、必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。実際に操作の誤りによってテーブルの端が労働者の足に衝突し骨折したという事例もありました。

2. クレーンのフックの外れ止め

フックに外れ止めのないクレーンが認められました。玉掛用具が大きかったため、壊れてしまったと思いますが、つり荷の落下に繋がりますので、日々の点検をお願いします。

3. 不安定な移動はしご

脚立を分解して、脚立の片側を移動はしごとして使っていると疑われる状況を現認しました。不安定な状態で寄りかかっていたので、このはしごの使用は危険です。必ず、移動はしごとして設計されたものを転移がないように固定して使用してください。

皆様の日ごろの安全活動が実りあるものとなるようお祈り申し上げます。

7 月度月例会開催

7月10日(月)13時30分より組合研修センター3階集会室にて7月度月例会を開催しました。

今回は岐阜南法人会支部講演会として、川協支部と金属団地支部の合同で、株式会社日本一ソフトウェア 代表取締役会長兼社長 北角 浩一 氏をお招きし「転機となったゲーム開発」と題しご講演いただきました。

ハードの進化や流行、ソフト媒体、ユーザー層、常に変化する激動のゲーム業界をご自身の経験を基にお話しいただきました。



組合の新しい顧問弁護士を紹介します！

前の組合顧問弁護士・河合良房氏が亡くなられてから約2年近く、組合には顧問弁護士がおりませんでした。この度、岐阜市に事務所を構える小森正悟氏と顧問弁護士契約を締結しました。小森氏の下記ご挨拶文にも書かれておりますが、組合員の方へのサービスもごございますので、ご相談をされたい方は組合にご連絡願います。



岐阜県金属工業団地協同組合の皆さま、はじめまして。

このたび、組合の顧問弁護士を務めさせていただくこととなりました、弁護士の小森正悟と申します(岐阜市の出身です)。

私は、平成15年に弁護士登録をいたしましたので、弁護士歴は20年となります。また、平成24年3月に「小森正悟法律事務所」(岐阜市神田町1-1-5岐阜神田町ビル6階に所在)を開業し、現在は、私のほか、勤務弁護士2名、事務員1名の態勢です。業務の多くは、顧問先や継続的にお付き合いのある企業・団体からの法律相談・民事紛争への対応が占めています。

組合の顧問業務に附帯して、組合員の皆さまに、次のようなサービスを提供させていただきます。組合員の方には、当事務所の初回法律相談(1時間程度が目安)を無料で受けていただくことができます。また、紛争対応など具体的な有償業務をご依頼いただく場合、弁護士費用(着手金、報酬金、手数料)について当事務所報酬規程の80%の金額で対応させていただきます。法律相談の申込方法につきましては、組合事務局にお問い合わせください。(ただし、利益相反等の理由によってご相談や事件の依頼をお受けできない場合があることにつき、ご承知おきください。)

昨今は、市民の権利意識が向上したり、インターネット等で法的な情報を得るのが容易になったことにより、企業規模の大小を問わず、法的紛争に巻き込まれることが増えている印象を持っています。弁護士の関与が必要かどうか判断に迷う場合でも、まずは法律相談で論点を整理したり、対応のポイントを押さえるだけでもメリットを感じていただければと思いますので、是非とも気軽にご利用ください。

それでは、今後ともよろしく願いいたします。

小森正悟法律事務所

岐阜市神田町1-1-5 岐阜神田町ビル6階
電話 058-214-6006



青年部コーナー

岐阜県中小企業青年中央会 第49回通常総会に参加

6月23日(金)、岐阜市のホテルパークにて、岐阜県中小企業団体青年中央会 第49回通常総会が開催されました。

決算総会及び予算総会とも上程された議案は滞りなく承認可決され、その後の懇親会では、異業種の会員とも親睦を深め会員同士の団結力を高めました。





距離感

「金属団地ゴルフ会」において当月より開催要項を変更した。近年、毎月の参加者が徐々に減少し会の存続が危ぶまれており、コロナ禍も明けて参加人数を増やして活性化を図りたいとの思いからである。事前にヒアリングを行うと、「ダブルペリアでは面白くない」「近くて安価なゴルフ場が良い」「優勝回数の制限を撤廃して欲しい」など色々な意見が聞かれた。これを以て会長以下数名の会員により、臨時ハンディキャップ委員会が開催され、

- ①ダブルペリア方式からハンディキャップ制に変更する。
- ②優勝者は3割カットで、優勝回数制限は設けない。
- ③開催地はとりあえず予定の場所を念頭において、次期幹事に任せる。
- ④いわゆるゴムインチにならない程度において、6インチプレースを極力守る。但し、ケガやクラブの破損・スロープレイの可能性がある場合には、最低限の移動をOKとする。
- ⑤コンペなので、スタート前は全員集合し挨拶を行う（簡単なルール説明含む）。但し、組数が多い時においても出来る限り集合・挨拶は行いたい、臨機応変に対応する。
- ⑥ゴルフ中のゲームに関しては、皆が楽しめるよう会としては推奨しない。

の素案が出され、7月度例会にて全会一致で可決された。今回は幹事補佐として奔走したのだが意見を聞く中で「ハンディ」と「6インチ」に関しては意見の隔たりが特に大きく感じられた。「競技志向」と「娯楽志向」の違いである。ゴルフの規則に細かい人たちがいる。競技だったら…とか、規則が…とか。ゴルフをスポーツとして捉えれば間違いではないのだが、コンペを遊びと捉えれば規則なんてあるはずが無い。タバコは吸うし、酒も飲む。そもそも歩かずにカートに乗って移動しているし。先日行った名古屋の名門コースではカートが無くて最初から最後まで歩きで辛かった。ただ、「サンデー会」の様に「救済券」まで作って楽しもうとは思わないのだが…良く考えたものである（笑）ゴルフに長けた人は初参加時に「6インチですか？ノータッチですか？」と会の趣旨を計る質問をしてくるのも流石である。

原点に戻って会則を見てみると第4項において「本会は会員相互の親睦と保健体育の向上を計る事を目的とする」と書いてある。健康促進と世代を越えた会員交流を目的としており、スコアの向上や競技志向のゴルフを目指すとはなっていない。ただ、コンペの形態を取る以上はどうしても競技志向の排除はできないのが難しい。

とりあえず問題点の発見は出来た。片方の言い分だけを聞いているとやがて感情的対立が起こってくる。7月度例会の後は珍しく自発的な懇談会になって一時間くらい皆で喋っていましたが、この両者の距離感を的確に捉えていたと思います。どっちつかずで妥協していけば上手くやれていけるのではないのでしょうか。とにかく楽しむのが一番です。ただ、規約改正の趣旨やハンディキャップ決定のプロセスの透明化は必須だと思います。昔のゴルフ会は恣意的な側面も多かったようで不信感を持っている方も一部いらっしゃいます。とりあえず第58期の一年間これでやってみて参加者増えなければまた次の手を考えないといけなかな。今後は若手会員も増やして最低3組位で安定的な開催をめざして行きたいので奮ってご参加の程よろしくお願い致します。ハンディキャップ制に戻したので116切れれば優勝できる可能性があります（笑）

まだだ、まだ終わらんよ！

赤い彗星



with my son

株式会社 チカタン 山本 俊二

真夏の強烈な日差しの中を車は淡々と南下している。ずっと先の方まで先行車が見えない道路の路面は、白い光の中でゆらゆらと溶け出している。左手には青々とした田園地帯、その向こうには木曾川を挟んで濃尾平野が広がっている。右手にはかなり川幅が広がった長良川がゆっくり流れ、ここより西の世界を閉ざすように養老山脈がそそり立っている。ここは長良川左岸。後部座席では息子がシートを軽く叩きながら機嫌良さそうな声を出している。彼には知的障害があり言葉は出ないが27年も付き合っていれば、その表情と声色で心情は読み取ることが出来る。このドライブも毎回彼が私のお出かけ用バックを持ってくるという態度と懇願する表情によって実現に至るのである。

とにかくドライブが大好きで、休日には2回、3回と催促してくる。思えば小さい頃から夜中寝ない時や、家で落ち着かない時等、事あるごとにドライブに連れ出してきた。随分とドライブに助けられてきたなあ・・・

後続車が1台近づいてきた、左にウインカーを出し減速してやり過ごす。こちらは急いでいるわけでもなく、ましてや目的地などもなく、ただのんびりと走るのが目的のドライブである。それには信号がない堤防道路は打って付けである。

南濃大橋を越えると周りの雰囲気が変わり車はさらに少なくなる。このまま進むとやがて通行止めになりそれ以上は南下できなくなるからである。長良川左岸と木曾川右岸がぶつかる所である。通行止めのゲートを横目にそのまま左へ旋回すると、道は木曾川右岸堤防道路(上り北上)へと変わる。

15年くらい前までは、ゲートなど無く、そのまま長良川と木曾川の間の堤防を走ることが可能だった。東海大橋の下をくぐり長良川大橋まで行くことができるその道は舗装がされておらず、かなり振動がきつい道であった。左右に迫る川に挟まれたわずかな陸地の真ん中を通るダート道を振動に耐えながら走るといふ、非日常へ抜け出したアドベンチャーであった。当時一度だけランクルに息子を乗せて走ったことがあったが、後部座席で嘔吐させてしまった。後輪の板バネの乗り心地はやはりきつかったのであろう。どうもそれがトラウマになったらしく、それから数年の間は普通の堤防を走っても強烈な拒絶反応を起こしていたが、10年程前から徐々に走れるようになってきた。再びチャレンジしたいところだが、一般車の通行が再開されることはないであろう。

木曾川右岸に入ると景色は一変する。左右は反転し今まで海に向かって下っていたのが、今度は山に向かっての上りとなる。川幅は長良川より広く対岸が遠い、前方には馬飼大橋、その向こうに建設中の新濃尾大橋が見え、少し左手遠くに立派になった県庁舎が小さく見える。さらに遠くには御嶽はじめ峰々が連なっている。あの山々からの雨水が集まり、ここにこうして大河となり、自然の恵みも災いも我々に与えているんだなあと感じることができる。(プラタモリみたい)

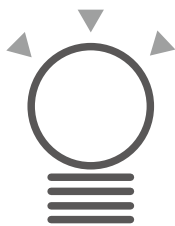
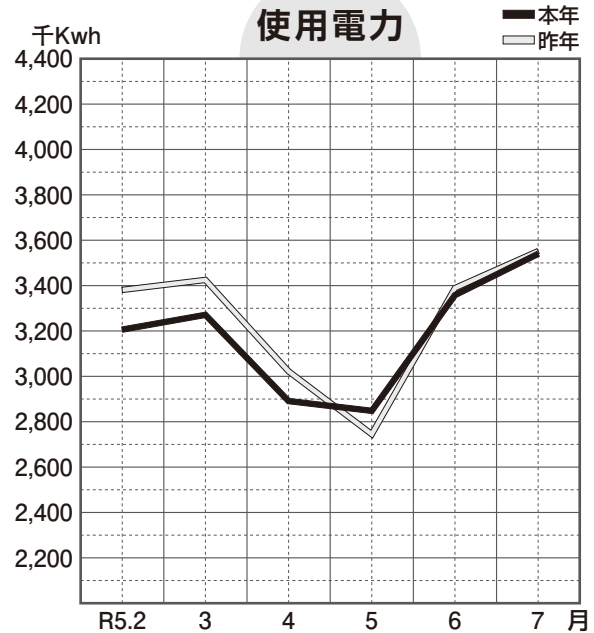
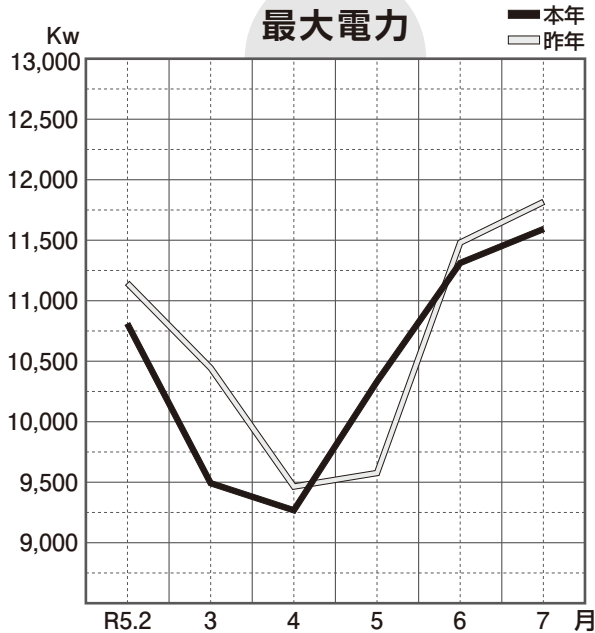
私の住む岐阜市南部は、木曾、長良、揖斐の三川が近いところにあり、どの川へもアクセスが良い。三川にはそれぞれに右岸と左岸の堤防道路がある。また上りと下りとはその景色も走り心地も違って、実に12通りのドライブコースがある。休日の度にそれぞれのコースを楽しんでいる。

さあこのあたりで帰路に就くか、とウインカーを出す。後部座席で息子がシートを叩き不機嫌そうな声を上げる。まだ物足りないようだ。「じゃあもう一つ先の橋までなっ！」息子は頷き少しだけ満足した表情になった。



お知らせ

令和5年7月分電力使用状況



電気は正しく使いましょう!!

金属団地高圧年次点検について

◆金属団地内 年次点検計画について

- ・2023年 8月27日
- ・2023年 9月17日
- ・2023年10月15日 (団地構内全停電)
- ・2023年11月19日
- ・2023年12月17日
- ・2024年 1月21日
- ・2024年 2月18日
- ・2024年 3月17日 (組合会館全停電)

※上記に該当する企業様には、電気係がお伺いいたします。

(注)

- ①高圧CVケーブルの耐用年数を超過している企業様におかれましては、供給状況が不安定なため、万一故障した場合は、復旧できない恐れがありますので、お早めに更新をご計画ください。
- ②キュービクル内の清掃をお願いします。
- ③分電盤の前に物を置かないようにお願いします。
万一電気系統が故障した際には、復旧により時間を要する場合があります。

行事予定

2023 **8** August

16 水	『組合休日』
17 木	
18 金	
19 土	『組合休日』
20 日	
21 月	月例会 役員会
22 火	
23 水	
24 木	
25 金	
26 土	団地G(取り切り戦) 副理事と語る会(青年部) 『組合休日』
27 日	
28 月	編集委員会
29 火	『組合休日』
30 水	
31 木	

2023 **9** September

1 金	正副会議
2 土	『組合休日』
3 日	
4 月	
5 火	
6 水	
7 木	
8 金	
9 土	『組合休日』
10 日	
11 月	
12 火	
13 水	
14 木	
15 金	

■ 9月の行事予定

- 9月19日☾ 月例会
- 9月23日☼ 団地G

■ 7月度金属団地ゴルフ会

- 7月22日☼ 美濃関カントリークラブ
- 優勝 松原伸五(MTK) 2位 鳥山 仁(共和鋳造所) 3位 森田吉久(テクノ共栄)

■ 共同駐車場空き状況 (2023年8月1日現在)

駐車場	資材置場北	喫茶店北	倉庫南	福祉会館東	C棟南
空き数	0	0	0	1	1
駐車場	研修センター東	研修センター南	研修センター西	溶接組合	三井川東
空き数	0	0	0	0	0

※C棟南はC棟入居者用

G-MECCA

Gifu Metal Engineering Community Cooperative Association

<http://www.g-mecca.jp>

